

香港タックスアラート

(香港税務速報)

第24回 | 2022年11月



香港の新しい域外からの所得に係る免税制度の詳細

サマリー

香港特別行政区（以下、香港）における改正された域外からの所得に係る免税（以下、FSIE）制度に関する法律案が、香港税務局（以下、IRD）の実施ガイドラインとともに2022年10月28日に公布された。その後、同法案に対する一定の改正案が香港政府から提案されている。

このタックスアラートでは、法律案の最新の修正案、IRDの実施ガイドラインの重要なポイント、そして新しいFSIE制度に関する我々の見解についてお伝えする。

税務改正条例（特定の域外からの所得に対する課税）法案2022（FSIE法案）¹が2022年10月28日に公布された。IRDは同日、FSIE制度に関する実施ガイドライン²を発行し、FSIE制度が実際にどのように運用されるかについて、さらなる情報を提供した。FSIE法案の公布後、同法案に関する欧州連合（EU）の回答に基づいて、香港政府は2つの重要な修正案を提出した。

FSIE法案の最新の修正案と、現行のFSIE法案の主要な問題点については、後述の内容を参照すること。また、10月28日に公布されたFSIE法案の詳細については、香港タックスアラート[第21回](#)を参照すること。

FSIE法案の主な修正案

FSIE法案の公布後、香港政府は、EUから受け取ったフィードバックに基づき、以下の2つの重要な修正案（委員会段階の修正案）³を提案した。

- 公布された法案の第15I条は削除され、FSIE制度から除外される「除外される事業体」⁴のリストはなくなる。
- 香港の優遇税制の恩恵を受ける事業体をFSIE制度から除外する代わりに、優遇税制で要求される利益生産活動から得た、あるいはそれに付随する域外を源泉とする利息、配当、持分処分収益（すなわち、域外を源泉とする非知的財産所得）をFSIE制度における「特定の域外からの所得」の範囲から除外する（すなわち、除外所得アプローチ）。

修正案に対するKPMGの見解

- 上記の修正にかかわらず、投資先事業体を連結対象としていない（したがって、多国籍企業(以下、MNE)グループではない) 投資ファンドは、引き続きFSIE制度の対象外とすべきである。

1 FSIE法案については、こちらのリンクからアクセス可能: <https://www.qld.gov.hk/eqazette/pdf/20222643/es32022264319.pdf>

2 IRDの実施ガイドラインについては、こちらのリンクからアクセス可能: [IRD: Foreign-sourced Income Exemption](#)

3 修正案の詳細については、こちらのリンクから立法会のブリーフィングペーパーにアクセス可能: [bc0620221111cb1-760-1-e.pdf \(legco.gov.hk\)](https://www.legco.gov.hk/bills/bills2022/bills20221111cb1-760-1-e.pdf)

4 第15I条の除外される事業体には、最終親会社である投資ファンド/不動産投資ビークル、保険投資事業体、香港の優遇税制の恩恵を受ける事業体、非営利団体等が含まれる。

- 連結財務諸表の作成が求められる投資ファンドの場合、事業所得税の扱いは公募ファンドか私募ファンドかによって異なる。前者については、公募ファンドの現行の事業所得税免除が引き続き適用されるのに対し、後者については、統一基金免除（UFE）の恩恵を受けるファンド（またはその原資産SPV）が得た域外を源泉とする非知的財産所得は、UFE制度で免税されるファンド（またはSPV）の評価可能利益を生み出す活動に由来するか付随する場合に、FSIE制度から除外されることになる。この所得控除は、UFE制度における「5%の付随的取引の閾値」の対象にはならない。
- しかし、香港の不動産に主に投資するファンドは、UFEの対象とならないため、この所得控除の恩恵を受けることはできない。
- 適格投資ファンドとファンド以外の投資家が共同で所有し、UFE制度の下で部分的に非課税となっている共同投資ビークルについては、FSIEの所得控除は配分の対象となるようである。

新たなFSIE法案の主な論点

- **配当の範囲**– FSIE法案では「配当」という用語が定義されていないため、法人/団体からの分配のみを指すのか、パートナーシップ/その他の会社形態をとっていない事業体からの分配や支店の利益分配も含むのか、明確にすることが期待される。
- **利息の範囲**– FSIE法案では「利息」という用語が定義されていないため、ファイナンス・リース収益や売上債権のファクタリング手数料などが利息収入とみなされるのかどうか、明確にすることが期待される。
- **香港で「受け取る」**– FSIE法案は、シンガポールと同様の「みなし受領アプローチ」を採用することを明確にしているが、特定の域外からの所得が香港外で受領され、その金額が香港のMNE傘下の事業体の配当や投資先事業体への出資に使われる場合などには、さらなる指針が必要であろう。おそらく、このような状況では、香港での「買入債務」を履行するための金額として使われることはないだろう。
- **「純粋持株事業体」(PEHE) の定義**– IRD実施ガイドラインの例7とFAQ12は、PEHEが付随的な利息収入（例：銀行口座に入金された配当の利息）を受け取ることは、PEHEとしての地位に影響しないことを明確にする上で有用であると思われる。しかし、現在のPEHEの狭い定義（すなわち、他の事業体の持分を**保有する**のみの事業体）は、投資持株事業体が投資のために資金を借り入れる必要がある状況には対応できていないように思われる。また、現在の定義では、投資持株事業体の子会社に株主ローンを行う場合、それが無利子であってもPEHEの定義から外れることになるようである。
- **PEHEの経済的実体 (ES) 要件の緩和**– IRD実施ガイドラインの例12から例14は、PEHEに要求されるESを示している。例12によると、PEHEは、商業登記条例と会社条例に基づく登録と提出の要件を満たし、香港の関連会社とシェアオフィスを持ち、2人の居住者である取締役と香港の銀行口座を持っている場合、緩和されたES要件を満たしているとみなされる。例14でPEHEは、香港に名目上の取締役が1人しかいないにもかかわらず、サービスプロバイダーに関連する登録と提出事項を処理し、香港での海外持分投資の保有と管理を適切に監視するよう依頼しているため、緩和されたES要件を満たしているとみなされる。一方、例13は、香港で関連する登録と提出の義務を果たしているが、香港に名目上の取締役と銀行口座しか持たず、持分投資の保有と管理を香港外の投資家と取締役が行っているPEHEは、緩和されたES要件を満たさないことを示している。
- **ES要件 vs 利息収入の源泉**– FAQ10では、貸付金の利息収入について、必要な経済活動は、当該貸付金に関する必要な戦略的意思決定と主要なリスクの管理・負担であり、当該活動は、取締役会の開催や財務部門による戦略立案等を通じて行うことができると述べられている。例11は、信用供与テストが適用され、そのテストにより利息収入がオフショア源泉とみなされる場合、香港に物理的なオフィスと相当数のスタッフを持ち、香港で投資に関する戦略的決定を行い、香港で相当額の営業経費を負担すれば、オフショアの主張を損なわず、同時に利息収入のES要件を満たすことを示しているように思われる。しかし、ES要件を満たすMNE傘下の事業体が、同時に利息収入の源泉を決定するために（信用供与テストではなく）操業テストを適用する場合に、利息収入についてのオフショア請求権を確保する方法についてのさらなるガイダンスは存在しない。

- **アウトソーシングの取り決め**—IRD実施ガイドラインの例16と例17は、香港で上場しているPEHEについて述べている。この例では、PEHEが特定の経済活動を、香港の第三者サービスプロバイダーや（グループ会社に管理サービスを提供する）子会社にアウトソーシングすることが認められていることが説明されている。後者の場合、アウトソーシングの契約は文書化される必要があり、アウトソーシングされた活動はPEHEによって適切に監視される必要がある。さらにFAQ11では、IRDはそのような監視の仕組みが、アウトソーシング契約やMNE傘下の事業体の内部規定に適切に文書化されることを期待していると述べている。さらに、IRDは、一般的に、移転価格ルールの適用を前提に、特定の経済活動をグループ事業体にアウトソーシングするMNE傘下の事業体に対して手数料が請求されるものと見込んでいる。
- **参加権免除**—参加権免除に関する重要な問題の一つは、「15%以上で課税される」テストにおける「適用税率」の解釈である。香港の居住者による中国の事業体のオフショア売却益を例にとると、参加権免除が適用される条件の一つは、その利益が中国において15%以上の「適用税率」で法人所得税（CIT）が課されなければならないことである。FSIE法案とIRD実施ガイドラインによると、適用税率とは、主要な法人税率（この例では25%）ではなく、利益に対して課される実際の税率（この例では10%）であることが示唆されている。さらに、中国本土と香港の二重課税協定（DTA）が適用され、DTAに基づき中国本土で利益が非課税となる場合、適用税率を0%とみなすかどうかについての詳しいガイダンスはない。域外を源泉とする配当の場合、「15%以上で課税される」テストにおける「ルック・スルー・アプローチ」についてのルールは複雑であり、IRD実施ガイドラインの例9と例10を参照する必要がある。もう一つ未解決の問題は、配当が支払われる基礎利益/関連する下流の所得が15%以上の税率で課税されるかどうかを決定するために、どのように追跡され検証されるべきか、ということである。
- **域外税額控除(FTC)**—FSIE制度における二重税額控除またはユニラテラルな税額控除の計算ルールも複雑である。特に、FTCを所得ごとに計算するのか、それとも所得のカテゴリごとに計算するのかについて、IRDからのさらなるガイダンスが必要と考えられる。また、FTCは**香港の税法上の居住者**にのみ適用されることにも留意が必要である。つまり、域外の居住者である海外事業体の香港支店は、FTCを受けることができず、二重課税の救済は、所定の条件を満たすことを条件に、支払った域外の税額を税額控除する形でしか行われぬ。特に、税務条例の第16条(1)(ca)によれば、域外の管轄区域における所得に関して支払った「特定税」のみが控除の対象となる。特定税とは、支出や経費を控除せずに所得の一定割合に対して課せられる所得税（例えば、源泉徴収税）のことを指す。香港支店が、FSIE制度の下で香港でも課税される域外源泉の持分処分収益に対して域外税を支払っており、その域外税が関連費用控除後の純額で請求されている場合、FTCも税額控除も利用できないようである。
- **FSIE制度の発効日**—IRD実施ガイドラインの例3では、FSIE制度は2023年1月1日以降に**発生・受領した**特定の域外源泉所得にのみ適用されることが明確になっている⁵。例えば、2022年に発生し、2023年1月1日以降に受領する配当には適用されない。

主な論点に対するKPMGの見解

FSIE法案の公布にもかかわらず、香港政府とEUは、法案の特定の条項について話し合いを続けている。このような議論の最終結果が、法案やFSIE制度に関するIRDの現在の解釈に何らかの影響を与えるかどうかはまだ不明である。IRDは法案に関する例示やFAQとともに、いくつかの実施ガイダンスを発行したが、この制度の実際の適用に関する未解決の問題が残されている。IRDは、例示とFAQを随時更新している。FSIE法案が成立した暁には、IRDは新しいFSIE制度に関する省令と実務指針を公表し、納税者にさらなるガイダンスを提供するものと理解されている。

以上のことから、FSIE体制の実務的な導入を取り巻く問題は複雑に展開しているため、香港のビジネスグループは、この分野における今後の動向を注視する必要がある。FSIE制度は2023年1月1日からほぼ確実に施行されるので、そのようなグループは、新制度の影響を受けるかどうか、受ける場合はどのような選択肢が考えられるか、望ましい選択肢（例えば、香港で必要なESを構築する）を実行するのに十分なりソースがあるかどうかを、今すぐ評価すべきである。また、FSIE制度におけるES要求事項の遵守について確実性を得るために、年内にCommissioner's Opinionを申請することが望ましいかどうかを検討する必要がある。

⁵ FSIE法案のうち、経過措置を扱うSchedule55にも同様に明記されている。

なお、日本語でのお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。



Vivian Chen
陳蔚
Head of GJP China Tax
Tel: +86 755 2547 1198
vivian.w.chen@kpmg.com



Lisa Li
李輝
Partner
Tel: +86 10 8508 7638
lisa.h.li@kpmg.com



Jie Xu
徐潔
Partner
Tel: +86 21 2212 3678
jie.xu@kpmg.com



Rui Matsuo
松尾 塁
Senior Manager
Tel: +852 2978 8924
rui.matsuo@kpmg.com



Deborah Leung
梁 秀章
Senior Manager
Tel: +852 2685 7742
deborah.leung@kpmg.com



Shintaro Ono
大野 真太郎
Associate Director
Tel: +852 2685 7358
shintaro.ono@kpmg.com



Taro Mitani
見谷 太郎
Manager
Tel: +852 3927 5780
taro.mitani@kpmg.com



Takayuki Ogawa
小河 孝之
Manager
Tel: +852 3927 5525
takayuki.ogawa@kpmg.com



Masatoshi Okumura
奥村 雅敏
Manager
Tel: +852 2685 7584
masatoshi.okumura@kpmg.com



Yasuhito Otsuka
大塚 靖仁
Manager
Tel: +852 2685 7455
yasuhito.otsuka@kpmg.com

kpmg.com/cn/socialmedia



For more KPMG Hong Kong (SAR) Tax Alerts, please scan the QR code or visit our website:
<https://home.kpmg/cn/en/home/services/tax/hong-kong-tax-services/hong-kong-tax-insights.html>



For a list of KPMG China offices, please scan the QR code or visit our website:
<https://home.kpmg/cn/en/home/about/offices.html>

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2022 KPMG Huazhen LLP, a People's Republic of China partnership, KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in Chinese Mainland, KPMG, a Macau (SAR) partnership, and KPMG, a Hong Kong (SAR) partnership, are member firms of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

© 2022 KPMG Tax Services Limited, a Hong Kong (SAR) limited liability company and a member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organisation.